

# おうみ自治体クラウド・システム共同化支援業務 仕様書

## 1 業務名称 おうみ自治体クラウド・システム共同化支援業務

### 2-1 業務概要

おうみ自治体クラウド協議会（以下「本協議会」。）では、全参加団体がクラウドによる共同基幹系システムの運用を行っているところであり、今後、令和8年度までに再検討・再構築を迎える。

一方、国においては令和2年12月末に「自治体DX推進計画導入」を発出され、デジタル庁の創立（令和3年9月予定）、基幹系システム（17業務）の標準化、自治体セキュリティ対策の見直しなど、多様かつ急速にICT化の進行を図るとされている。

これらの状況を踏まえ、本協議会として、更なる共同化ならびに標準化、自治体DX推進等の各種検討を進めるとともに、今後の本協議会の運営にかかる計画案の作成が必要であることから、その支援について業務を発注する。

### 2-2 本業務の参加団体（以下「各団体」。）

草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、近江八幡市、米原市、甲賀市

## 3 履行期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで

## 4 履行場所 本協議会内、各団体庁舎等

## 5 業務内容

以下の業務を担うこと。ただし、複数名で対応すること。

### (1) 会議運営の支援（事務局運営の支援）

#### ア 活動計画の作成（年度・中長期計画）

※年度内変化に伴う計画の見直しも実施。

#### イ 運営支援

- ・ 定例会議の会議運営促進支援
- ・ 要望や課題の整理、管理（アンケート調査や各団体のニーズの把握）
- ・ 課題に対する、近隣自治体や国の情報収集や提供

### (2) 分科会（ワーキンググループ（WG））の技術支援

※特に、令和2年度からの検討継続（人事給与、被災者支援、財務会計、文書管理システム、電子決裁システム）など

- ・ 分科会の課題に関する近隣自治体や国の情報収集や提供
- ・ RFIの実施や調達支援

### (3) 各団体のICT課題検討支援（必要時、随時）

- ・基盤やNW、セキュリティの検討支援
- ・セキュリティガイドラインの共通化ベースの作成と各団体分作成支援
- ・自治体DX推進の方向性を踏まえて検討支援
  - ※住民サービス向上に向けたDX化推進の検討支援を実施すること。
  - ※県の自治体DX推進の動きと連携してサポートすること。
  - ※国・県の自治体DX推進について情報収集できるメンバーを参画させること。

(4) 最適化計画案作成支援

- ・おうみ自治体クラウドの運営計画書（中長期）の作成支援
- ・次期基幹系システムの検討（令和8年度に向けて）について、標準化など国や他自治体の状況をふまえての最適化計画案作成支援

6 成果物

提出を求める成果物、提出部数および提出期日は、下記一覧表のとおりとする。

様式等については、特に指定しないので任意の様式で作成のこと。

下記一覧表以外のものでシステムの再構築に当り重要と思われるものについては、提出を要請することがある。

| 成果物 |                             | 提出期日（予定）              | 提出部数 |
|-----|-----------------------------|-----------------------|------|
| 1   | 業務実施計画書                     | 契約締結時                 | 団体数  |
| 2   | 現状分析調書                      | 令和3年7月初旬まで            | 団体数  |
| 3   | セキュリティガイドライン共通化サンプル案        | 令和4年3月末日まで            | 団体数  |
| 4   | 運営計画書（中長期）                  | 令和4年3月末日まで            | 団体数  |
| 5   | 最適化計画案                      | 令和4年3月末日まで            | 団体数  |
| 6   | 会議開催に伴う議事録                  | 各会議開催後1週間以内           | 団体数  |
| 7   | すべての成果物のデータ                 | 令和4年3月末日まで            | 団体数  |
| 8   | その他関係資料<br>（実施中に発生した中間成果物等） | 令和4年3月末日まで<br>（および随時） | 団体数  |

※その他 中間成果物は別途提示することとする。

※業務支援期間中に新たに発生した、調達案件等は別途相談の上対応すること。

7 個人情報の保護等について

- (1) 関係法令、各団体の「情報の保護と安全に関する規則」「個人情報保護条例」「個人情報保護条例施行規則」を遵守すること。
- (2) 受託者は情報セキュリティ管理を行い、各工程において、情報セキュリティに関する

- る事故および障害等の発生を未然に防ぎ、発生した場合に被害を最小限に抑えること。
- (3) 本業務において知り得た情報は本業務の目的以外に使用しまたは第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。業務終了後または解除後についても同様とする。
  - (4) 成果物（業務の過程で得た記録等を含む）、資料等について、本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
  - (5) 業務の執行上貸与した資料、データ等については、業務以外の目的で使用してはならない。

## 8 その他留意事項

本仕様書に定めのない事項またはその他事項については、本協議会と受託者が協議して定めるものとする。